

裁判所書記官印

本人調書

(この調書は、第13回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成29年(ワ)第125号 平成29年(ワ)第535号 平成30年(ワ)第468号
期日	令和2年10月20日 午前10時00分
氏名	[REDACTED]
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

速記録のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが
良心に従って、 しんじつ の
真実を述べ、

なにごと かく
何事も隠さず、 いつわ
偽りを述べない

ことを ちか
誓います。

氏名

[Redacted Name]

速 記 録 (令和2年10月20日 第13回口頭弁論)

事件番号 平成29年(ワ)第125号, 同第535号
平成30年(ワ)第468号

本人氏名 [REDACTED]

原告ら代理人(大村)

甲D第24号証(陳述書)を示す

1 これは、あなたの体験や意見をまとめたものですが、記憶のとおりに記載されており、特に訂正するところはありませんか。

はい、訂正することはありません。

2 [REDACTED]さんは子供の頃からの読書体験を通じて、幼い子供や少年少女が戦争に巻き込まれ家族を失ったり命を絶たれたりしたことに衝撃を受け、その理不尽さを感じておられてきておりますが、あなたのお子様も絵本を通して戦争の残虐さにショックを受けているようですが、具体的にはどのような様子でしょうか。

私の息子は「まちんと」という絵本を読んで、原爆の被害によって小さい子供が自分の母親よりも先に死んでいくという話に非常にショックを受けたようです。また、最近では同じように原爆を描いた「はだしのゲン」という漫画や「ヒロシマ消えたかぞく」という写真集を見て、同じように恐怖を感じたようです。子供が登場する本なので、単に歴史上のこととして捉えるのではなく、自分自身に引き付けて考えているようです。8月に宮崎市立図書館の展示で、今も世界中には1万発以上の核兵器があり、自分も本や漫画の中に出てくる子供のようなことを将来体験するのではないかという不安に陥り、時々非常に不安に思うことがあるようです。

3 そのほかに、お子様が不安や恐怖に思っている様子が分かることがあります

か。お子様は新安保法制法が施行されてからの社会の状況をどのように感じている様子ですか。

4年前に南スーダンに駆け付け警護で派遣される自衛隊の隊員が空港で家族の見送りを受けているニュース映像を見ました。そこで見送る小さな子供や若いお母さんが自衛官のお父さんとの別れを惜しんで涙を流しているところを見て、今も世界のどこかで戦争があり、その現場に駆け付けなければならないお父さんがいるということ、それによって家族が引き裂かれるという現実があること、絵本や漫画の中だけではなく、今の日本でもそのような家族がいるということに非常にショックを受けたようです。

4 そのお子様のショックや不安に対し、あなた自身はどのように感じていますか。

私自身が子供のときは、日本は過去にどんなに悲惨な戦争があったとしても、その反省の上に立って日本国憲法ができ、戦争を放棄し、平和な国になったという安心感があり、そのような憲法があることを誇りに思っていました。しかし、新安保法制法の成立により集団的自衛権の行使が認められ、日本も武器を持って海外に行くことができるということになったので、私が子供の頃と今とは状況がかなり変わってきていると感じています。息子に対して今は平和憲法があるからこんなことにならないんだよとはっきり言ってあげることができません。母親として非常に苦しく思っていますし、ニュースなどで新田原基地や防衛費が増えていることなど息子と一緒に見ていると、私自身が涙ぐんでしまうこともあります。

5 〇〇さんは短歌や言葉を通じて戦争と平和について考え、様々な場面で市民活動に取り組んでられていますね。

はい。

- 6 言葉で表現することを仕事にしている者として、新安保法制法の成立について思うところがありますか。

はい。憲法の条文が変わっていないのに解釈を大きく変えて集団的自衛権の行使が認められたり、自衛隊の活動範囲や武器の使用基準が拡大されたことに納得行きません。例えば、文学の話でしたらレトリック上の問題で、短歌作品を読んで、その解釈が人によって大きく異なるということはよくあることですけれども、憲法の文言の解釈がこれまで認めてこなかったことを認めたり、これほどまでに大きく変わるということは、私は憲法や法律の専門家ではありませんが、こんなに軽々しく変わってしまうものかと、かなり驚き、ショックを受けております。

- 7 新安保法制法の成立過程で、具体的に表現者として、どの点に強く憤りを感じ、精神的苦痛、嫌悪感を感じておられますか。

国会議員の発言や答弁を聞いておりますと、言葉の解釈をかなり強引に変え、またそれが通用してしまっていることに表現者として大きな怒りを感じております。例えば、2015年に中谷元防衛大臣は弾薬は武器ではないと言っています。更に手りゅう弾も武器ではない、武器ではなく消耗品なので、他国軍に提供することができる。それは平和を維持するための活動であるという主張ですけれども、これは日本語として余りにもとっぴで奇妙な発想なのではないかと思っております。

- 8 そのほかにも憤りを感じている点がありますか。

はい。2017年に稲田朋美元防衛大臣が南スーダンで活動する自衛隊員の日報に戦闘という記録があったものを、武力衝突と言い換えていました。実際に殺傷行為が認められているのに戦闘ではなく武力衝突という言葉を使ったのは、憲法9条上の問題から武力衝突という言葉

葉を使ったのだと稲田元防衛大臣は説明をしていますが、これはかなり苦しい説明ではないかと思っております。私の12歳の息子にこのことを話してみたら、うーん、この人は、よく考えて一生懸命考えて、そういうふうに説明をしているんだねと笑っておりましたが、私にとっては笑い事ではありません。憲法や法律の解釈を自分勝手にその場その場で変えていったら、憲法や法律を作った意味がなくなってしまうのではないのでしょうか。

- 9 さんは宮城県仙台市に住んでいたときに東日本大震災を経験し大変な思いで宮崎に移住してこられました。その経験を通じて、安保法制法の制定について何か思うところがありますか。

はい、あります。東日本大震災直後は水道やガスや電気などライフラインが全て使えなくなり、食べ物を手に入れることもできなくなりました。当時息子は2歳でしたので、本当に大変でした。震災と戦争は違うものですが、私たちの平和で平穏な生活が脅かされ、私たちの命が危機にさらされる緊急事態であるという点では、戦争も震災も同じではないかと思っています。私たちは平和で平穏な生活がなければ安心して毎日を過ごすことはできませんし、子供たちが教育を受けたり人格を成長させたりすることもできません。

- 10 原発事故についてはどうでしょうか。

東日本大震災のときの原発事故につきましては、それまで絶対に安全だと言われていた東京電力福島第一原発で事故が起きました。放射性物質が子供たちの健康に与える影響を考えると、私は取り返しのつかないことが起こってしまったと思い、非常に落ち込みました。原発事故のニュースを聞いたとき、私はこれから一生、心の底から笑うことができないのではないかと思ったほどです。

- 11 しばらく宮崎に来てから精神科に通われるほど落ち込んでいらっやったと

ということですね。

はい。原発事故のことが非常に心配であったことと、そのほかにも様々な心労が重なり、宮崎市に来てから、しばらく精神科のクリニックに通っていました。

12 あなたはカトリック信者ですね。

はい。

13 カトリック信者として、新安保法制法に反対しているのはなぜでしょうか。

カトリック教会は戦争を強く非難し、問題の解決のためには軍事や暴力に頼らない手段を選ぶべきであるということを強く主張してきました。昨年来日した教皇フランシスコも武器の取引をやめるように、また、お金は武器ではなくて人の命を守るために使うようにと度々発言しています。また、日本のカトリック教会も新安保法制法の施行に伴い文書を出しています。そこでは、この法律がカトリック教会が目指す平和への道と相いれないものであること、この法律が世界的な緊張をもたらし、敵愾心をあおり、戦争への道へ人々を駆り立てる可能性があることを述べています。私は教皇フランシスコや日本のカトリック教会の発言に強く共感し賛同しています。武器を持たないとか、戦争をしないという日本国憲法の理念は、互いに愛し合いなさい、あるいは私の平和をあなた方に残しますといったイエス・キリストの教えとそのまま重なります。このような理由から私はこの新安保法制法に強く反対しています。

14 まとめますと、新安保法制法が成立したことで、あなたはどのような精神的苦痛を受けていますか。

これまで述べてきましたように、子育て中の母親として、また表現活動をする歌人として、またカトリック信者として、平和のうちに安心して生きることを強く望んでおりますが、新安保法制法は私の人生や

価値観、人格を否定し、不安に陥れ、私の日々の生活に強い恐怖を与えています。また更に、昨日のニュースでは日米共同訓練のためにアメリカ軍の兵士がこの宮崎の新田原基地に50人ほど到着し、宮崎市内のホテルに宿泊し、更に外食などをする予定もあるというふうに聞きました。兵士の人数は更に増えると聞いております。その一人一人を否定するものではありませんが、戦場で戦う訓練をした兵士が私たちの暮らしのすぐ近くに存在するということ、沖縄で事故や事件が度々起きていることを思い返しましても、私の不安と緊張は更に高まっております。

- 15 今回の訴訟には [] さんはどのような思いで原告として参加されましたか。
- 子育て中であり仕事もあり、時間的な余裕がない中で、参加するかどうか迷いました。でも、戦争への不安を隠したまま黙っているよりも、訴訟という場で自分の思いを主張したいと思い、原告に参加しました。また、私と同じように戦争への不安を感じながら子育てをしている母親がたくさんいます。様々な事情でこの訴訟に参加することができなかった母親たち一人一人が、いつも私の後ろにいたいながら法廷に来ております。
- 16 最後に、今回の訴訟において、裁判所、裁判官にはどのようなことを期待していますか。

私の息子は小学校6年生です。6年生の社会科の教科書の一番初めには我が国の政治の働きという単元があり、その中に裁判所の働きという項目があります。そこには国会が作った法律や内閣が行う政治が日本国憲法に違反していないかどうかということを判断するのも裁判所の役割だと書かれています。また、一つのところに権力が集中するのを防ぐための政治の仕組みとして三権分立があり、国会、内閣、裁判所がそれぞれの役割を果たすことで三権分立が実現すると書かれてい

ました。これは、私も小学生のときから習っていて、今更このような場で言うようなことではないかと思っておりますけれども、今正にこの法廷が、その現場となっていることを強く実感しております。今日は私の息子も学校を休んでこの法廷に来て傍聴しております。国会が作った法律が憲法学者の多くが違憲だと判断するものであること、また、内閣が行う政治が私たちに不安や恐怖を与えるものであることを私たち原告一人一人のこの尋問から受け止めていただき、裁判官の皆さんには、この法廷で社会科の教科書に書いてあるような三権分立が実現すること、そのためにその役割を果たされますことを心から願っております。

被告指定理人（阿波野）

17 特にございませぬ。

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判所速記官 安富元美

